

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.6 1

愛媛県

格付け・表彰

支援の名称	愛媛県建設業 BCP 等審査
制度の趣旨・背景	建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。
制度の内容	<p>○認定証の発行 審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。</p> <p>○認定証の有効期限 新規は認定証の交付日（審査会開催日の月末日）から2年後の月末日、継続更新は交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。</p> <p>○認定によるメリット 建設業 BCP の認定業者は、災害時の事業継続力を有するものであることから、設計金額 5,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。</p> <p>○実績 令和5年4月1日現在、約62%の認定率となっています。</p>
対象となる方	<p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県における令和3・4年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「S 等級」、「A 等級」及び「B 等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社</li> </ul> <p>※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は80人以上とします。</p> <p>※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 愛媛県 土木部 技術企画室 企画調整グループ TEL：089-912-2646 E-mail：<a href="mailto:gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp">gijutsukikak@pref.ehime.lg.jp</a></p> <p>○関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html">http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html</a></li> <li>愛媛県建設業 BCP 等審査要綱 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/bcpyoukou20220317.pdf">https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/bcpyoukou20220317.pdf</a></li> </ul>